

高知地域留学生交流推進会議要項

(設置及び目的)

第1 高知県内における外国人留学生の円滑な受入れの促進と交流活動の推進を図るとともに、地域住民の国際理解の増進に寄与するため、高知地域留学生交流推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(事業)

第2 推進会議は、第1に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 留学生の受入れの推進
- (2) 留学生の勉学条件の整備
- (3) 留学生の生活環境の整備
- (4) 留学生と地域住民との交流の推進
- (5) 地域住民に対する啓発
- (6) その他推進会議の目的達成に必要な事項

(構成)

第3 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 高知県内の大学、短期大学、高等専門学校の前及び専門課程を置く専修学校の長
- (2) 国の機関、地方公共団体、経済団体及び国際交流関係団体等の長又は代表者 各1名
- (3) その他議長が必要と認めた者

2 前項の構成員は、議長が委嘱する。

3 構成員は、推進会議に代理人を出席させることができる。

(議長)

第4 推進会議に議長を置き、高知大学長をもって充てる。

2 議長は推進会議を招集する。

(顧問)

第5 推進会議の目的の達成に必要な助言及び協力を求めるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、推進会議の議を経て、議長が委嘱する。

(構成員以外の者の出席)

第6 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(運営委員会)

第7 推進会議の円滑な運営を図るため、高知地域留学生交流推進会議運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8 推進会議の事務は、高知大学において行う。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成2年10月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年12月4日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年2月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年2月20日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年2月5日から施行する。